

	改正後	現行		差分
	投資信託総合取引要領	投資信託総合取引要領		
	投資信託受益権および外国投資信託受益証券にかかる業務については、以下の投資信託総合取引規定に基づき適切に処理するものとする。	投資信託受益権および外国投資信託受益証券にかかる業務については、以下の投資信託総合取引規定に基づき適切に処理するものとする。		
	投資信託総合取引規定	投資信託総合取引規定		
	第1条・2条（略）	第1条・2条（略）		
	第3条（申込方法等）	第3条（申込方法等）		
	お客様は、当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 記名押印 し、これを当組合に提出することによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当組合が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。	お客様は、当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 署名押印 し、これを当組合に提出することによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当組合が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。		変更
	2～4（略）	2～4（略）		
	第4条～第14条（略）	第4条～第14条（略）		

附則
(実施日)
この要領は、令和8年9月1日から実施する。

	改正後	現行	差分
	非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する要領	非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する要領	
	非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資にかかる業務については、以下の非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款に基づき適切に処理するものとする。	非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資にかかる業務については、以下の非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款に基づき適切に処理するものとする。	
	非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款	非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款	
	第 1 条（略）	第 1 条（略）	
	第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出）	第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出）	
	お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第 37 条の 14 第 5 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。）に必要事項を記載のうえ、 記名押印 し、当組合に提出するものとします。	お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第 37 条の 14 第 5 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。）に必要事項を記載のうえ、 署名押印 し、当組合に提出するものとします。	変更
	2～10（略）	2～10（略）	
	第 2 条の 2～第 18 条（略）	第 2 条の 2～第 18 条（略）	

附則
(実施日)
この要領は、令和 8 年 9 月 1 日から実施する。

	改正後	現行		差分
	「J Aの投信つみたてサービス」取扱要領	「J Aの投信つみたてサービス」取扱要領		
	「J Aの投信つみたてサービス」にかかる業務については、以下の「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定に基づき適切に処理するものとする。	「J Aの投信つみたてサービス」にかかる業務については、以下の「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定に基づき適切に処理するものとする。		
	「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定	「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定		
	第1条・第2条（略）	第1条・第2条（略）		
	第3条（申込方法）	第3条（申込方法）		
	お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 記名押印 して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。	お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 署名押印 して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。		変更
	2～3（略）	2～3（略）		
	第4条～第13条（略）	第4条～第13条（略）		

附則

（実施日）

この要領は、令和8年9月1日から実施する。

	改正後	現行		差分
	投資信託総合取引規定	投資信託総合取引規定		
	第 1 条・第 2 条 （略）	第 1 条・第 2 条 （略）		
	第 3 条（申込方法等）	第 3 条（申込方法等）		
	お客様は、当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 記名押印 し、これを当組合に提出することによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当組合が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。	お客様は、当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 署名押印 し、これを当組合に提出することによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当組合が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。		変更
	2～4 （略）	2～4 （略）		
	第 4 条～第 14 条 （略）	第 4 条～第 14 条 （略）		

附則

（実施日）

この規定は、令和 8 年 9 月 1 日から実施する。

	改正後	現行	差分
	非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款	非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款	
	第 1 条 （略）	第 1 条 （略）	
	第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出）	第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出）	
	お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第 37 条の 14 第 5 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。）に必要事項を記載のうえ、 記名押印 し、当組合に提出するものとします。	お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第 37 条の 14 第 5 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。）に必要事項を記載のうえ、 署名押印 し、当組合に提出するものとします。	変更
	2～10 （略）	2～10 （略）	
	第 2 条の 2～第 18 条 （略）	第 2 条の 2～第 18 条 （略）	

附則
(実施日)
この約款は、令和 8 年 9 月 1 日から実施する。

	改正後	現行		差分
	「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定	「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定		
	第1条・第2条（略）	第1条・第2条（略）		
	第3条（申込方法）	第3条（申込方法）		
	お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 記名押印 して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。	お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 署名押印 して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。		変更
	2～3（略）	2～3（略）		
	第4条～第13条（略）	第4条～第13条（略）		

附則
(実施日)
この規定は、令和8年9月1日から実施する。